

議提第1号

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成30年 3月 9日

提出者 白石市議会議員 四 竈 英 夫

賛成者 白石市議会議員 管 野 恭 子

〃 〃 松 野 久 郎

〃 〃 佐 藤 秀 行

〃 〃 澁 谷 政 義

〃 〃 伊 藤 勝 美

〃 〃 保 科 善 一 郎

白石市議会議長 志 村 新一郎 殿

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

白石市議会委員会条例（昭和42年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「建設産業部」を「建設部」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 9人                  総務部、市民経済部、<u>建設部</u>、会計課、上下水道事業所、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 略</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 9人                  総務部、市民経済部、<u>建設産業部</u>、会計課、上下水道事業所、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 略</p>